

京都市上下水道局告示第 49号

下水道法第4条第6項の規定により準用する同条第1項の規定により京都府桂川右岸流域関連京都市公共下水道の事業計画を変更しようとするので、同法施行令第3条の規定により、次のとおり告示し、当該事業計画の変更の案を縦覧に供する。

なお、当該事業計画の変更の案について、縦覧期間満了の日までに京都市に意見書を提出することができる。

平成31年2月28日

京都市公営企業管理者

上下水道局長 山添 洋司

1 事業計画の名称

京都府桂川右岸流域関連京都市公共下水道事業計画

2 事業施行期間

昭和48年7月4日から平成36年3月31日まで

3 変更に係る事項

(1) 事業計画区域の変更

- ・大原野処理分区の市街化調整区域において、0.1ha を拡大。
- ・上里処理分区の市街化調整区域において、0.2ha を拡大。
- ・大枝処理分区の市街化調整区域において、4.5ha を縮小。(0.5ha 拡大, 5.0ha 縮小)

(2) 汚水幹線の変更

羽束師処理分区において、主要な管渠(羽束師2号幹線及び羽束師4号幹線)のルート及び管径を変更する。

4 縦覧場所

〒601-8004

京都市南区東九条東山王町12番地

京都市上下水道局下水道部計画課

5 縦覧期間

平成31年2月28日から同年3月14日まで(京都市の休日を定める条例第1条第1項に規定する本市の休日を除きます。)

6 縦覧時間

午前8時30分から午後5時15分まで(正午から午後1時までを除きます。)

7 意見書の提出

当該事業計画の変更の案について意見書を提出しようとする方は、住所、氏名及び同案についての意見をできるだけ具体的に記載した文書を上記5の縦覧期間内に、上記4の場所に提出してください。

(上下水道局下水道部計画課)